

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	農産物加工講習センターの施設及び設備等の損害賠償		
根拠法令 及び条項	蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例 第11条		
処分 基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （損害賠償） 第11条 使用者は、自己の責任に帰すべき理由により、その使用中にセンターの施設及び設備等を破損し、若しくは滅失したとき、又は物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。